

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1028(54-21)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ kosityoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます



QRコード

インボイスの対話・学習を仲間増やしにつなげよう

■2022年 秋の運動 (仲間増やし)

10/30 現在	拡 大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	2	2	4	0	0	2
南国	2	0	3	0	0	2
高知	4	1	2	0	0	3
仁淀川	1	0	0	0	0	1
須崎	1	0	0	0	0	1
中村	2	1	0	0	0	1
計	12	4	9	0	0	10

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)



香美郡 「何でも相談できる」と入会
昨年入会した会員さんが、大工をしてい
る兄弟に、「民商は何でも相談できるとこ
ろ」と勧め、「来年の確定申告の相談もした
いから」と入会しました。共済にも加入予
定です。

(10/31 仁淀川民商日より)

仁淀川 インボイスチラシで読者に
【前号ニュースの詳細】
10月17日に高知新聞に折り込んだ民商
のインボイスチラシを見て、土佐市の農家
の方が、旧知の石元高子さん(元高知民商
事務局員)に「インボイスのことを詳しく知
りたいけど」と電話。石元さんが仁淀川民
商の学習会を案内してくださいました。学
習会に参加した徳平さんは、長年母親運動
の中心的存在だった人で、役員の西山さ
んともつながりがある方でした。「今日の
学習会で内容がつかめました」「知り合いに
インボイスのことで電話したら、『民商の
新聞を読んだら分るよ』と言われました」と。
西山さんおすすめもあり読者になりました。

土佐市と懇談「インボイスがなくても制限はしない」

10月中旬、仁淀川民商は土佐市長宛てにインボイスについての要望書を提出していました。その後、10月26日(水)午後、土佐市と懇談をしました。懇談には、仁淀川民商の上岡会長と、県連の入江事務局長、事務局員、民商会員の村上信夫市議や読者の大森陽子市議、インボイスの件でお話を伺っている農家グループの代表の方二人にも参加して頂きました。

まず、出していた要望書に対する返答を頂きました。(要望書の内容は、下段に記載しています。)

- ①の要望に関しては、「土佐市としては言えない。が、インボイスが周知されないまま実施されるのはどうかと思い、もっとメディア等を使って周知されるよう総務省に話をした」
- ②特別会計はインボイス登録済、他の会計等は打合せ中で未定。
- ③「制限はしない」インボイスがないと取引しないというのは法に触れるので市としての取引にはそういう制限はしない。
- ④現在わかっている分としては、水道事業のシステム改修に50万円ほど必要。要望書に関する返答をいただいた後、面談に参加していた農家グループさんから、給食センターとの取引について「実際インボイスを登録するのは難しいが、今まで通り取引ができるのか」と質問があり、「インボイスが出せないと取引を断る。というようなことはしない。」と聞き、ほっとされていました。ただ、市との取引だけではない為、スーパーなど他の取引先がどういう対応になるのかはまだわかりません。不安も問題もまだ解決はしませんが、ひとまず市の対応には安堵しました。

他にも、仁淀川民商の会員さんの中には、土佐市のクリーンセンターとの取引がある方が数名いて、インボイスの事を心配されている現状を伝えました。土佐市のクリーンセンターは、特別会計ではなく、一般会計になるそうです。そのため、インボイスを発行する必要はありません。これも、ひとまず安心です。

その他インボイスによって予想される懸念などについても話をし、1時間ほどの懇談をしてきました。

【要望書】

- ①消費税インボイス制度の実施を延期するよう、国に進言してください。
- ②特別会計—企業会計—指定管理者等がインボイス制度に対応する基本方針を、土佐市として早急に明示してください。
- ③土佐市の基本姿勢として、インボイスを発行しない、発行を望まない事業者とも今までどおり取引を継続してください。独占禁止法(優越的地位の濫用)違反になるおそれがあるような対応はしないでください。
- ④市がインボイスを発行するためのシステム改修は必要でしょうか。必要な場合、その費用を示してください。
- ⑤当会と貴職もしくは担当部署との懇談の場を設けてください。

(10/31 仁淀川民商日より)

全商連コロナ共済金 あきらめていませんか？

全商連共済会加入者の皆さん、全商連共済会では新型コロナウイルス感染症陽性者になり自宅療養となった方に入院見舞金を給付しています。現在軽症・無症状の方への生保会社による入院見舞金は対象外ですが、全商連共済会では給付されます。(療養期間は原則7日間)

医療機関で陽性判定を受け、医療機関名・陽性日が記された文書や高知県フォローアップセンター登録画面のスクリーンショットなど、陽性を証明するものがあれば民商共済会にて確認のうえ、請求可能です。(経過を確認させていただきます)

※濃厚接触者となって自宅待機になった方は、安静加療見舞金(5,000円)の対象になります。

ご自身が請求対象者であるかわからない、どう手続きしてよいかわからないという方、また陽性を証明するものがないという方、気軽に民商共済会へお問い合わせください。サポートいたします。

介護・認知症なんでも無料電話相談



お気軽にご相談ください

2022年11月11日(金) 10時~18時

0120-110-458

介護の専門家が対応します。プライバシーは厳守します。

ひとりで抱え込まないで

相談することで心が軽くなりますよ

中央社会福祉推進協議会

公益社団法人 認知症の人と家族の会